

昭和三十二年法律第六百六号

駐車場法

目次

| | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 第一章 総則（第一条—第二条の二） | 第二章 路上駐車場（第五条—第九条） |
| 第三章 駐車場整備地区（第三条—第四条の二） | 第四章 路外駐車場（第十条—第十九条） |
| 第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理（第二十条—第二十条の三） | 第六章 雜則（第二十条の四） |
| 第七章 罰則（第二十一条—第二十四条） | 附則 第一章 総則（目的） |

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関する事項を定めるることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。
用語の定義

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 法律（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。
- （国及び地方公共団体の責務）

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

第二章 駐車場整備地区

（駐車場整備地区）

- 第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地」）

域」という。同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準工業地域（同号の第一種住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域に限る。）内において自動車交通が著しくふくらむする地区又は当該地区的周辺の地域内において自動車交通が著しくふくらむする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができるものとする。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聽かなければならない。

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合には、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の（駐車場整備計画）

需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めることができる。

2 駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針

二 路上駐車場及び路外駐車場の整備目標年

三 前号の目標量を達成するため必要な路上駐車場の整備に関する施策

四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車

五 主要な路上駐車場の整備に関する事業の計画の概要

（前項においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路

にあつては、国土交通大臣））をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聽かなければならない。

4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

（地方公共団体の責務）

5 前項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

（駐車料金等の用途）

6 前項の規定は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（路上駐車場の表示）

7 第二章 路上駐車場

（路上駐車場の設置）

8 第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

2 前項の規定により地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聽かなければならない。

（路上駐車場の駐車料金及び割増金）

9 第六条 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」という。）は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 附近の路上駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

（駐車料金の届出）

10 第十二条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるもの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定によるもの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定による場合においてはそれらの法令の規定によらば、政令で定める技術的基準によらなければならない。

11 第十三条 駐車場整備地区内の路上駐車場の整備に応ずるために必要な路上駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（構造及び設備の基準）

3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにおいては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路

にあつては、国土交通大臣））をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聽かなければならない。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定に二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。

（駐車料金等の用途）

5 路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充て置する路上駐車場内の地方公共団体の設置するほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路上駐車場の整備に要する費用に充てるよう努めなければならない。

（駐車料金の表示）

6 第八条 道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

（政令への委任）

7 第九条 この章に定めるもののほか、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場に関する必要な事項は、政令で定める。

（第四章 路外駐車場）

8 第十条 駐車場整備地区内の路上駐車場の整備に応ずるために必要な路上駐車場に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路上駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（構造及び設備の基準）

3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにおいては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路

て、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出たる事項を変更しようとするときも、また同様とする。（管理規程）

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

前項の管理規程には、国土交通省令で定めたところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 路外駐車場の名称
- 2 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 3 路外駐車場の供用時間に関する事項
- 4 駐車料金に関する事項
- 5 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 7 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
- 8 路外駐車場管理者は、管理規程で定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。（休止等の届出）
- 9 第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。（路外駐車場管理者の責務）

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築物の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附帯措置）

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。（助成措置）

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。（立入検査等）

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査をさせることができる。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（正命令）

都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定めた技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附帯措置）

第十九条 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するよう管理しなければならない旨を定めることができる。

前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。（駐車施設の管理）

第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するよう管理しなければならない旨を定めることができる。

前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。（駐車施設の管理）

第二十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第六章 雜則

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。（権限の委任）

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。（罰則）

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附帯措置）

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となる建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又は当該規模以上の建築物について増築をし、又は当該建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又は当該建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならぬ旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対する対応は、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対する対応は、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対する対応は、当該規模以上の建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附帯措置）

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め

を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十三条第四項」とする。

(駐車場法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 特定路外駐車場（第三条の規定による改正後の駐車場法（以下「新駐車場法」という。）第二条第一号に規定する路外駐車場のうち、大型自動二輪車又は普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の駐車のためのもの又は道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車（大型自動二輪車又は普通自動二輪車を除く。）の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル未満のものをいう。）であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存するものについては、新駐車場法第十一条の規定による基準は、適用しない。附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にその工事に着手した建築、修繕又は模様替に係る特定路外駐車場についても、同様とする。

前項の規定は、当該特定路外駐車場について、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後に増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替を行う場合には、適用しない。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域において現に特定路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置している者についての新駐車場法第十二条及び第十三条の規定の適用については、新駐車場法第十二条中「あらかじめ」とあるのは、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三ヶ月以内に」と、新駐車場法第十三条第一項中「供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務」とあるのは「業務」と、「当該路外駐車場の供用開始後十日以内に」とあるのは「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（第十二条、第十三条第一項若しくは第十四条）とあるのは、「第十二条若しくは第十三条第一項（これらの規定を都市の秩序ある整備」とする。この場合において、新駐車場法第二十二条中「第十二条、第十三条第一項若しくは第十四条」とあるのは、「第十二条若しくは第十三条第一項（これらの規定を都市の秩序ある整備」

(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンショングループの建設に関する法律(平成十四年法律第十九号)の項の改正規定に限る。(第十一条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五六、第二十一条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三条及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改定に限る。)、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及

(都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く)、第二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条及び第一百四十二条の改正規定を除く)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の二及び第一百四十二条の改正規定を除く)、第一百二十三条までの改正規定を除く)、第一百四十五条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第二百三十三条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百四十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第二百五十七条、第二百五十八条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る)、第二百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第二百五十七条、第二百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る)、第二百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る)、第二百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第二百六十六

九条、第一百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条及び第三十五条の改正規定による。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定（駐車場法の一部改正に伴う経過措置）の施行の日から起算して一年を超えない期間内の施行規定を除く。以下この条において同じ。）において、第一百五条の規定による改正後の駐車場法（以下この条において「新駐車場法」といいう。）第八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、路上駐車場の表示については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第百五条の規定の施行前に第一百五条の規定による改正前の駐車場法（以下この条において

第五十条 第百五条の規定（駐車場法第四条の規定（駐車場法の一部改正に伴う経過措置）の施行の日から起算して一年を超えない期間内の施行規定を除く。以下この条において同じ。）

において、第一百五条の規定による改正後の駐車場法（以下この条において「新駐車場法」といいう。）第八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、路上駐車場の表示については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（旧駐車場法）という。）第十八条第一項若しくは第十九条の規定により都道府県知事が行つた届出で、新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項、第十四条、第十八条第一項若しくは第十九条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた報告の微収その他の行為又は当該市長に対して行つた届出とみなす。

3 第百五条の規定の施行前に旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により市長に対して届出をしなければならないとされている事項のうち新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第五十条の規定により都道府県知事が行つた届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任）

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。））は、政令で定める。

附 則（平成二十三年一月一四日法律第
一二二号）抄

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定（平成二九年五月一二日法律第二六号）抄